

# 子供が学校感染症にかかったら

## ★お子さんが、医療機関で学校感染症と診断された場合

※「学校感染症と出席停止の基準」参照

### 1. 学校(担任)に連絡

学校感染症は、『出席停止』扱いとなります。学校には登校せず、自宅で療養してください。  
(欠席扱いにはなりません)

### 2. 医師の指示に従い、療養

学校保健安全法では、感染症によって出席停止の基準が違います。

特に、インフルエンザは『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで』がインフルエンザの出席停止期間となっています。

ただし、医師の診断で感染のおそれがないと判断したときは、この限りではありません。

下表の「インフルエンザの出席停止期間について」を参考にしてください。

### 【重要】令和2年度(2020年)から変更

### 3. 病気が治って登校するときは、医師が記入する「意見書」または、 保護者が記入する「登校・登園届」のどちらか1つ必要

「意見書」「登園・登校届」は日光市内の医師会に加入している医療機関にあります。

意見書は、再登校が可能と診断された際に、医師から渡されることになっています。医療機関に用紙が無い場合は、学校にも置いてあります。日光市 HP や今ナビからも様式をダウンロードすることが可能です。

### ●インフルエンザの出席停止期間の基準

①発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止となります。(学校保健安全法施行規則)

②出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。

【インフルエンザ出席停止期間早見表】(児童生徒)

例	発症日		発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可能		
	出席停止								
発症後 2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能		
	出席停止								
発症後 3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止								
発症後 4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止								
発症後 5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止								

## ●新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

- ①発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで出席停止となります。  
(学校保健安全法施行規則)
- ②出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。
- ③無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。
- ④「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

【新型コロナウイルス出席停止期間早見表】（児童生徒）

例	発症日		発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 症状軽快	発症	症状軽快	1日目				登校可能		
出席停止									
発症後 2日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状軽快	1日目			登校可能		
出席停止									
発症後 3日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状軽快	1日目		登校可能		
出席停止									
発症後 4日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	1日目	登校可能		
出席停止									
発症後 5日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	1日目	登校可能	
出席停止									

※ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

## 令和5年度5月8日から 新型コロナウイルス感染症の対応が変わりました

### ◆変更1 療養期間について

今まで	令和5年5月8日から
【入院】：発症から10日を経過し、かつ症状軽快後3日を経過するまで。 【入院以外】：発症から7日を経過し、かつ症状軽快後1日経過するまで。	発症から5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。

発症から5日…発症日を0日として換算する。

症状軽快…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

### ◆変更2 濃厚接触者について

今まで	令和5年5月8日から
・マスク等感染対策無く15分以上の接触があった者等は、濃厚接触者として自宅療養の対象 【検査無】：感染者の発症日または感染対策開始日のいずれか遅い方から5日を経過するまで自宅待機・健康観察を行う。	・濃厚接触者の特定や行動制限等は、行わない。 ・同居の家族が感染した場合や、学校等で感染対策無く陽性者と接触があった者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはならない。

★これまでと同様に

発熱や咽頭痛、咳等、普段と違う異なる症状がある場合には、自宅で療養することが重要であり、無理して登校することのないようお願いいたします。

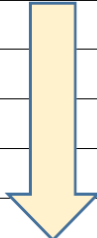
★お願い

発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されます。出席停止解除後も、可能な限り感染対策に御協力ください。

**学校では**

- 学校医や学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、対応していきます。
- 換気を行い、手洗いや咳エチケット等の指導をおこなっていきます。
- マスクの着用は求めないことが基本となりますが、感染症流行時には着用を促すこともあります。ただし、着脱を強いることの無いようにします。  
※ 熱中症の危険性もあるため、運動時や合唱時等、状況に応じて、マスクは外すよう指導します。

**新型コロナウイルス感染症陽性者療養期間表**

0日目	発症日
1日目	 <p>5日間経過し、 かつ症状軽快後 1日経過するまで 出席停止</p>
2日目	
3日目	
4日目	
5日目	
6日目	症状が軽快して1日経過していれば、6日目から登校可能

**御家庭では**

- 朝の健康観察を継続して行ってください。
- 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」について、御協力ください。  
(抵抗力を高めるため)
- 清潔なハンカチ・ティッシュをもたせてください。(石けんでの手洗い後や咳エチケットの際に使用するため)

—参考資料—

- 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)  
文部科学省 令和5年4月28日
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)  
文部科学省